

北総鉄道株式会社からの  
鉄道の旅客運賃の上限変更認可申請事案の取扱いに係る審議（第2回）

1. 日 時

令和元年8月1日（木） 11時05分～11時30分

2. 場 所

国土交通省 4号館3階 運輸審議会審議室

3. 出席者

<委 員>

原田尚志（会長）、牧満（会長代理）

河野康子、根本敏則、山田攝子、和田貴志

<国土交通省>

事案処理職員：運輸審議会審理室 富田

4. 議事概要

○ 7月25日（木）の審議を踏まえ、委員相互間で討議を行った結果、本件については、次の理由により国土交通省設置法第15条第3項の規定に該当する事案と認定した。

- ・ 消費税又は地方消費税の改定に伴い、運賃・料金区界を変更することなく、適切な増収率の範囲内で転嫁が行われるものであること
- ・ 「消費税率引上げに伴う公共料金等の改定について」（物価担当官会議申合わせ、一部改正 平成30年12月27日）、「公共交通事業等における消費税の運賃・料金への転嫁の方法に関する基本的な考え方」及び「消費税率の引上げに伴う鉄軌道事業の旅客運賃等の変更に関する処理方針」に基づき、事業全体で消費税率引上げに伴う税負担の適正な転嫁を行うことを前提として、利用者負担の公平の観点から、合理的な限度を超えない範囲で調整が行われていること
- ・ その他消費者を不当に害する事情がないこと

（注） 事案処理職員とは、運輸審議会一般規則第7条の2の規定に基づき、運輸審議会の指名を受け、指定された事案を処理する国土交通省職員のことである。